

徳島県の最低賃金

時間額

令和8年1月1日から

1,046円

徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

ウェブで最低賃金がチェックできます

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp>

最低賃金特設サイト



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用 組立材料製造業	徳島県最低賃金が適用されています。		
はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業	1,134	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切 削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用 機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業及び武器製造業に従事する者	令和8年 1月1日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	1,105	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付 け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業 用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業 に従事する者	令和8年 1月1日

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
なお、事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満の事業場が対象となります。



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

賃上げ支援助成金パッケージ

徳島労働局では、賃金引き上げに関する助成金等の支援施策を取りまとめたリーフレット集を作成しています。



具体的な情報は、ホームページ等でご確認を！

厚生労働省HP 徳島労働局HP



賃上げを後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
- 賃上げ促進税制

～賃金引き上げ特設ページ公開中～

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室（Tel 088-652-9165）又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 業務改善助成金コールセンター（Tel 0120-366-440）
- 働き方改革や経営改善に向けた相談先は 徳島働き方改革推進支援センター（Tel 0120-967-951）又は徳島県よろず支援拠点（Tel 088-676-4625）へ



賃金引上げの支援策

－「賃上げ」支援助成金パッケージ－

生産性向上等を通じて事業場内最低賃金を引き上げる



業務改善助成金

☎ 業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

最低賃金の引上げに対応するため、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ**、**生産性向上に資する設備投資等を行った**場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の
引上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



設備投資等に要した
費用の一部を助成
(最大600万円)

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ☑ 対象は、事業場内最低賃金が令和8年度の徳島県最低賃金未満である中小企業・小規模事業者
- ☑ 申請期間は、令和8年9月1日～令和8年度徳島県最低賃金の発効日前日又は同年11月末日のいずれか早い日
- ☑ 申請には、取組計画（賃上げ+設備投資等）の作成が必要
- ☑ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ対象労働者数等によって決定（最大600万円）
- ☑ 受給には、交付決定を受けた後に、賃上げと設備投資等を行うことが必要

働き方改革の推進とともに賃金を引き上げる



働き方改革推進支援助成金

☎ 徳島労働局雇用環境・均等室 088-652-2718

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備等に取り組む場合に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に、その実施に要した費用の一部を助成します。**賃上げ加算あり。**

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- ☑ 対象は、中小企業や中小企業が属する事業主団体
- ☑ 申請には、労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ☑ 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ☑ 受給には、交付決定を受けた後に、設備投資等を行うことが必要

解説
動画



 厚生労働省公式YouTube

「助成金名+解説動画」で検索 

最新の情報は
徳島労働局ホームページを
チェックしてください！



徳島労働局では各種助成金制度により賃上げを支援しています。
まずはお気軽にご相談ください！

内容は令和8年度予算案の内容であり、詳細についてはそれぞれの照会先までお問合せください。

有期雇用労働者等の賃金を引き上げる



キャリアアップ助成金

☎ 徳島労働局職業対策課 088-611-5387

① 正社員化コース

非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合に助成します。

② 賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合に助成します。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ☑ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ☑ 申請には「キャリアアップ計画」の作成・提出が必要
- ☑ 受給には、「キャリアアップ計画」提出後に、計画に沿った取組を行うことが必要
- ☑ 申請期間は、取組後6か月の賃金を支払った日の翌日から起算して2か月以内

人材育成その他の賃金引上げに関する取組を行う



人材開発支援助成金

(人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース)

☎ 徳島労働局助成金センター 088-622-8609

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

☎ 徳島労働局職業対策課 088-611-5387

雇用管理改善につながる制度等(賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等)を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等、雇用管理改善の取組

- ☑ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ☑ 申請には取組計画の作成・提出が必要
- ☑ 受給には、上記計画の提出後に、計画に沿った取組を行うことが必要
- ☑ 申請期間は、取組実施後2か月以内(詳細はそれぞれご確認ください)

より高い処遇への労働移動等への支援を行う



ほかにも、① 離職を余儀なくされた者(事業規模の縮小等による)の早期雇入れ、② 中途採用の拡大、③ 在籍型出向の活用、と併せて、対象者の賃上げに取り組む事業主への助成金があります。詳しくは、徳島労働局助成金センターにお問い合わせください。

／ 価格転嫁にお困りの事業者のみなさま ／

価格交渉の新常識

労務費転嫁指針



労務費転嫁指針って何なの？



知っていますか？



詳細はこちら



- 公正取引委員会が令和5年11月に内閣官房と連名で策定した労務費の上昇分を価格に反映するための行動の目安です。
- 発注者・受注者の双方が、どのように価格交渉を進めるべきかを12の行動指針として示しています。
- 下請法改正(取適法施行)を踏まえ、令和8年1月に改正しました。

労務費転嫁指針改正のポイント

受注者からの協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記



行動指針に沿わない行為は、独占禁止法や取適法上問題となるおそれがあります！



なぜ今、労務費の価格転嫁が大切なの？



- 物価やエネルギーコストが上昇する中、賃上げを進めるためには、労務費を適切に価格へ転嫁することが不可欠だからです。



発注者・受注者が心がけるべきポイント

発注者

- 発注者側から定期的な協議の実施
- 経営トップが関与し、労務費の転嫁を認める方針を社内外に示す
- 要請があれば協議のテーブルにつくこと etc

受注者

- 最低賃金の上昇率等の根拠資料を使用して価格交渉に臨む
- 国や地方公共団体等の相談窓口を活用 etc

分かりました。次回発注分から●%値上げさせていただきます。



最低賃金が5%上がったので、労務費も上げたいと思います。製品価格を値上げしてください。



労務費の転嫁に関する情報提供フォームを設置

- 労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者に関する情報を受け付けています(匿名可)



受付はこちら



公正取引委員会四国支所

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 TEL: 087-811-1750